

ニュージーランド・カンタベリー大学に おける障害学生支援サービス

黒田 隆之

キーワード：障害学生支援，学習支援，就学支援，
ニュージーランド，カンタベリー大学

1. はじめに
2. 障害のある学生へのサービスの実施基準と障害学生支援サービス
 - (1) ニュージーランドにおける障害のある学生のための包括的高等教育環境実施基準
 - (2) 障害学生支援サービス課
3. 支援サービスの内容
 - (1) 個別学習支援サービス
 - (2) 設備・学生生活における支援と学外関連諸機関との連携
4. カンタベリー大学の支援活動から学べること
 - (1) 政策とネットワーク
 - (2) 専門職員による専門的支援
 - (3) 地域社会にあるサービスとの連携

1. はじめに

在外研究でニュージーランドのクライストチャーチに滞在する機会を得た。

人口約35万人（2006年現在）のクライストチャーチには、ニュージーランドの8つの国立大学のうちの一つであるカンタベリー大学がある。文系・理系の6つの学部からなる総合大学で学生数は16,539人（2008年6月現在）である。本稿ではカンタベリー大学が行っている障害のある学生に対する支援サービスについて概説し、そしてそこから学べることについて論じたいと思う。筆者は勤務する大学で障害者福祉論を担当しており、障害のある学生から、大学での学びにくさに関する相談をよく受けることから、教育の場における障害のある学生への支援について強い関心を持っている。今回、カンタベリー大学において、障害のある学生支援の内容を調査することができ、また、担当者から直接話を聞く機会も得たので、要点をまとめたいと思う。

はじめに日本における障害のある学生への支援の現状を見ておきたい。独立行政法人日本学生支援機構が実施した調査^①によると日本全国の大学、短期大学および高等専門学校1,230校のうち、障害のある学生が1人以上在籍している学校数は710校あり、全体の57.7%を占めている。障害のある学生の総数は5,404人であり、全学生数に対する割合は0.17%となっている。支援を行っている学生が1人以上在籍する学校数は519校で、全体の42.2%であり、支援を利用している学生の総数は2,972人で、全学生数の0.09%である。支援サービスを実施している学校数も、支援を利用している学生数も、前年度調査に比べ増加してきている。日本の高等教育における障害学生に対する支援の内容は、現在のところ障害のある学生を受け入れている各大学などに任せられている状況で、国レベルでの統一的な方策などはない状況である。独立行政法人日本学生支援機構が支援内容のメニュー^②やマニュアル的なガイドブック^③を作成しているが、先駆的取り組みを行っているいくつかの大

1) 独立行政法人日本学生支援機構『平成19年度（2007年度）大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』2008年6月

2) 独立行政法人日本学生支援機構『障害学生就学支援メニュー』2006年9月

3) 独立行政法人日本学生支援機構『はじめて障害学生を受け入れるにあたって』2006年9月

学以外は、各大学がおかれているそれぞれの状況の中で、手探りで支援サービスを実施、またはそれらサービスを体系的に実施するためのシステムを構築しているところである。

もちろん障害のある学生を大学が受け入れるようになったのは、最近のことではない。これまでにも多くの障害のある学生を卒業させてきた大学や教員にとっては、これまでのように学生同士のボランティアによる助け合いや、ゼミや講義の担当教員らが積極的に面倒を見るということでよいのではないかと思われるかもしれないが、最近では入学してくる障害のある学生たちの意識が大きく変化してきているので、これまでのような方法では対応できなくなってきてているというのが実感である。理由としては、初等・中等教育において、障害のある児童・生徒の学習への支援が進んできており⁴⁾、すでに学生の中にはそれらの支援を活用しながら学習してきている者もいて、大学においても当然にそのような支援があるもの、もしくはあるべきであると考えているということがあげられる。また、障害者福祉のサービスの提供方法が、措置制度から契約方式に変わってきたように⁵⁾、障害のある人が自分の自己決定に基づいて選択的にサービスを利用する時代になってきており、障害のある学生たちの考え方も、他の学生に手伝ってもらうよりも、自分のペースで行動できる支援サービスがあるのならば、それをを利用して自分らしく学生生活を送りたいと考えるようになってきていると思われる。

-
- 4) 2007年4月に施行された改正学校教育法では、すべての初等・中等教育を行う学校において、特別支援教育（「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。（特別支援教育に関する中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（2005年12月））を推進することが規定されている。
 - 5) 障害者福祉における主なサービスの提供方法に関しては、利用者がサービスを選択することができなかった措置制度から、2003年度に障害のある人自身が選択したサービスを事業者から購入できる契約を中心とした支援費制度に改正された。支援費制度は、2006年に新たに自立支援法によるサービス提供方式へと、契約方式は維持したまま改正されている。

このような状況の中、国レベルでのガイドラインが策定され、それに基づいて実施されているカンタベリー大学の障害学生支援サービスを検討することで、日本の大学における同様のサービスの展開にわずかでも貢献できればと思う。

2. 障害のある学生へのサービスの実施基準と障害学生支援サービス

(1) ニュージーランドにおける障害のある学生のための包括的高等教育環境実施基準

はじめにニュージーランドの大学での障害のある学生支援の基盤となっている、「ニュージーランドにおける障害のある学生のための包括的高等教育環境実施基準」^{⑥)}を紹介しておきたい。ニュージーランドでは、2001年に策定された障害のある人の社会参加に向けた基本方針である「ニュージーランド障害計画」^{⑦)}において、障害のある人の義務教育以降の教育機会の選択肢を増やしていくという目標が掲げられている。さらに2002年に高等教育の基本方針である「高等教育計画2002-2007」^{⑧)}を策定し、その目標の一つとして、障害のある多くの学生が、それぞれにもっている能力や技術を向上させるこということが掲げられている。そして、それらの目標を実行していくために「アチーブ」(ACHIEVE)と呼ばれる、中等教育以降の教育とトレーニングの場に、障害のある人が障害のない人と同じように参加できる機会を保障していく、専門家と障害のある当事者の全国ネットワークが組織化された。そのアチーブが中心となって、具体的な支援の方向性と内容についてとりまと

6) the Tertiary Education Commission and the Ministry of Education, New Zealand (2004) New Zealand Code of Practice for an Inclusive Tertiary Education Environment for Students with Impairments.

7) the Ministry of Health, New Zealand (2001) The New Zealand Disability Strategy Making a World of Difference Whakanui Oranga.

8) the Ministry of Education, New Zealand (2002) The Tertiary Education Strategy2002-2007.

めたのが2004年に策定された「ニュージーランドにおける障害のある学生のための包括的高等教育環境実施基準」である。流れだけで見るとトップダウンで政策決定されてきているように見えるが、このプロセスの中には当事者や関係者らの熱心な取り組みがあったということである。

実施基準は、序文、第1章「イントロダクション」、第2章「現状の理解」、第3章「完全に包括的な環境をつくるための適正な実践基準」、第4章「実施基準を支える政策と法の体系」、第5章「資料」から構成されている。中核となる第3章は、「原則」、「方針と計画」、「募集・入学選考・入学手続」、「一般的なサービスと専門家によるサービスへのアクセス」、「財源と払戻し」、「マオリのためのサービス」、「建物・設備・機器へのアクセス」、「教育と学習」、「試験と評価」、「スタッフ教育」、「苦情申し立ての方針と手順」、「学生情報の適切な利用」、「モニタリングと評価」の13項目からなっている。ここでは詳細にはふれないが、それぞれの項目にビジョンと適正な実施基準が記述されていて、この実施基準の下で、カンタベリー大学の障害学生支援サービスは提供されている。

（2）障害学生支援サービス課

カンタベリー大学において、障害のある学生支援の中心的な役割を担っているのは、「障害学生支援サービス課」(The Disability Resource Service)と呼ばれる専門部署である。この部署は、マネージャーとアドミニストレーターが各1人、2人のサービスコーディネーター、1人の代替フォーマットセンター・コーディネーターと2人のパートタイムの代替フォーマットセンター・アシスタントの7人体制で運営されている。他の教育・事務作業をこなしながら並行して支援を行っているのではなく、障害のある学生の支援だけを専門に行う部署である。これらの職員は、大学が雇用しており、大学から給与が支払われている。しかし、学生への支援にかかる費用は、エクティ・ファンディング(The Equity Funding)とよばれる基金を通して、

ニュージーランド政府が負担しており、支援が必要な学生は、サービス利用に対する費用を負担することなく、無料で利用することができる。

障害学生支援サービス課のオフィスは、車いすでもアクセスしやすい建物にあり、年間を通して相談業務を行っている。授業期間中の毎週月・水・金曜日の午前9時から10時30分までの時間は、ドロップ・イン・タイムとなっており、サービスをすでに利用している学生が、事前の予約無しに訪問することが可能で、学生が相談しやすい環境をつくっている。新しくサービスを利用したいと考えている場合や、ゆっくりと時間をかけて相談をしたい場合には、マネージャーやコーディネーターに予約をとって相談することになる。もちろん、電話・ファックス番号や電子メールアドレスも公開されており、これらの手段を使って相談予約をすることはもちろん、具体的な相談をすることも可能である。

次に、学生がサービスを利用しはじめるための4つの手順について説明する。サービスを利用する学生は必ず障害学生支援サービス課に登録する必要があり、以下の4つのステップによって事前に作成された学習支援計画に基づいてサービスが提供される。

①ステップ1

電話・ファックスか電子メールで障害学生支援サービス課にサービスを利用したいことを連絡し、インフォメーションパックと呼ばれる資料一式を請求し、手に入る。大学のウェブサイトからも請求することができる。

また、入学願書の記入時に、障害があるもしくは医療的配慮が必要であるという項目に「はい」と答えた場合は、自動的にその学生の情報が障害学生支援サービス課に伝えられ、インフォメーションパックが送付される。

②ステップ2

インフォメーションパックに入っている学習支援質問用紙に回答し、必要書類などとあわせて、障害学生支援サービス課に提出する。

③ステップ 3

マネージャーまたはコーディネーターと必要な学習支援サービスについて話し合うために、障害学生支援サービス課から学生にスケジュール調整のための連絡をする。

④ステップ 4

学生とマネージャーまたはコーディネーターと一緒に協力して、学習支援計画を作成し、お互いに確認する。

以上の4つの手順がサービスを利用しはじめる際に必要である。ステップ2の必要書類には、必要に応じて医師などの専門家からの証明書が含まれる。また、学習支援計画を作成してからサービスを提供するための人材の確保に取り組まなければならないこともあるため、すぐにサービスを提供することが難しい場合もあるとのことである。サービス利用開始後も必要に応じて、学生とマネージャーまたはコーディネーターとの間で、相談や調整、確認を行っている。

2008年9月2日現在で326人の学生が障害学生支援サービス課に登録している。学生の障害別の内訳は表1のとおりである。

表1 障害学生支援サービス課に登録している学生

(障害学生支援サービス課集計 2008年9月2日現在)

学生の状況	(人)
聴覚に障害のある学生	15
視覚に障害のある学生	20
学習障害のある学生	103
病状にある学生	72
精神的な障害のある学生	37
運動障害のある学生	20
一時的な傷病（骨折など）のある学生	30
上記のうち2つ以上が重複した状況にある学生	29
合 計	326

これらの学生へのサービス提供のために、障害学生支援サービス課は、約100人のサポートスタッフと呼ばれるアルバイトを雇っている。そのほとんどは大学院レベルの学生である。日本ではこのようなサポートスタッフとなる学生を探すのにかなり苦労している大学が多いようであるが、カンタベリー大学では、それほど困難な作業ではないとのことである。

障害学生支援サービス課はウェブページを作成しており、常に障害のある学生の支援に関する新しい情報を掲載するとともに、サービスの利用を登録している学生の電子メールアドレス宛に、最新ニュース、新サービス、参加可能なグループやリソースの紹介、ミーティング、トレーニングなどの情報を送って、常に連絡を取り合っている。

3. 支援サービスの内容

（1）個別学習支援サービス

個別学習支援サービスには次のようなものがある。

①講義ノートの作成

障害のために講義ノートを自分でまとめて書くことができない学生のために、ノートテイカーが代わりに、講師の話を論理展開に沿ってまとめたり、板書された内容を書き写したりして講義ノートを作成する。ノートテイカーには障害学生支援サービス課が決定したサポートスタッフがなり、学生が個人的に友人などの他の学生に依頼することは禁止されている。また、通常は、教室の中にいる誰がノートテイカーなのかは障害学生には知らされておらず、サービスを利用している学生とノートテイカーが隣に座るということもなく、ノートの受け渡しは障害学生支援サービス課の窓口を通して行われている。ノートがわかりにくい、読みにくいなどの内容の質に関する意見や、他の連絡調整なども障害学生支援サービス課を通して行っている。また、必要に応じて後述する代替フォーマットでの提供も行っている。後述するブラックボード上に、すでにたくさんの講義ノートやその他の資料などがあり、そ

れ以上のものが不要ない場合は、このサービスを提供しない場合もある。サービスを利用している学生が、障害学生支援サービス課に無断で欠席を続ける場合はサービスを打ち切ることもあり、学生自身が授業に出席していることが前提のサービスである。

②要約筆記

聴覚に障害のある学生に対して、講義中の発話者の発言の内容などを、学生の横に座ったサポートスタッフの要約筆記者がその場で紙に文字などを書いて伝える、筆記による通訳サービスのことである。手話を使用する学生は後述の手話通訳を利用することができる。

③対面朗読と音声資料の作成

視覚に障害のある学生を支援するために、本や資料などを、対面朗読したり、読み上げた音声を機器に録音したりするためのサポートスタッフを手配する。

④手話通訳

手話で会話できる聴覚に障害のある学生のために、手話通訳者を手配する。ニュージーランドでは、デフ (Deaf)⁹⁾ の人たちによる運動の成果がみのり、2006年にニュージーランド手話法¹⁰⁾が制定され、英語、マオリ語と並んでニュージーランド手話が公用語となっている。

⑤実験・実習の支援

実験・実習を行う必要がある教育課程において、障害のためもしくは健康や安全面での理由のために、単独ではそれらを行うことができない学生に対して、その学生が実験・実習を行うことをサポートするサポートスタッフを手配する。

9) deaf は単に聴覚障害を意味するが、大文字の D ではじまる Deaf は手話を使う文化とコミュニティを意味する。

10) The New Zealand Sign Language Act 2006

⑥論文作成のための調査の支援

修士・博士論文の作成のための調査に取り組もうとしている大学院の学生が、障害のために、その調査を行うのに困難がある場合に、その学生を支援するサポートスタッフを手配する。

⑦ワードプロセッサーによる文書作成

障害のために、コンピュータの入力ができない学生が、課題やレポートをワードプロセッサーで作成する際に、文書を作成するためのサポートスタッフを手配する。

⑧図書館の利用支援

障害のために、キャンパス内の図書館の文献や資料を利用しにくい学生が、それらを利用するのを支援するための職員を図書館内に配置する。また、障害などの理由で図書館に来館することが困難な場合、代理人による文献・資料の貸出・返却が可能である。さらに学生の状況によっては、郵送による貸出・返却も可能である。図書館のウェブサイトでは、月曜日から金曜日の10時30分から17時までの間、実際の会話のように短い文章をリアルタイムにやり取りしてコミュニケーションを行うネットワーク上のシステムであるチャットで、直接図書館の職員とコミュニケーションをとることができる。このチャットは、障害のある学生には非常に便利なものであるが、障害のない学生にとってももちろん便利なものであり、多くの学生がこのシステムで図書館員に質問したり、文献に関するアドバイスをもらったりしている。電子化されたジャーナル等へのアクセスも、大学内のコンピュータからだけでなく、自宅のコンピュータからもIDとパスワードを入力することで可能になっている。

⑨講義の録音

障害のために、講義を聴きながら同時にノートをとることが困難な学生は、事前に講義担当者の了解を得てから、講義内容を録音することが可能である。

⑩ブラックボード

ブラックボードとは、オンライン教育支援システムのこと、コンピュー

タのネットワーク上で教員が教材を配布したり、テストを実施したり、グループディスカッションを行ったり、クラスメンバー間でチャットをすることができる仕組みである。ブラックボードには、受講しているクラスのすべての学生と教員がアクセス可能である。ブラックボードを利用する教員の数も増加してきており、授業で使用されているパワーポイントのファイルやOHP資料などが蓄積されてきており、障害のある学生の学習だけでなく、すべての学生の学習支援に効果的であるようである。

⑪代替フォーマットサービス

代替フォーマットサービスとは、例えば、紙などに印刷もしくは書かれた文字や図を、そのままではそれらを認識することができない視覚に障害のある学生などのために、ニーズに応じてその学生が認識できる別の形式に変換するサービスのことである。代替フォーマットセンターで専門職員により提供されている。現在のところ以下のようないくつかの支援を提供している。活字や手書きの文字による情報を、音声読みあげソフトウェアのスクリーンリーダーなどで利用できるように、テキストファイルなどの電子的な情報に変換するサービス。数学や科学のテキストや記号を、認識可能な電子的な情報に変換するサービス。グラフ、図表、イラストなどを、点字ディスプレイを利用するなどして、指の触覚により認識できる形式に変換するサービス。録音された音声をテキストファイルや活字に変換するサービス。モノクロまたはカラーでの拡大コピー。活字や視覚的情報をスキャナーで読み取るサービス。

また、学内にいくつかあるリソースルームでは、これらの操作が自分自身で行えるようなソフトウェアがインストールされたコンピュータが設置されており、学生自身でも利用できるようにしている。

⑫試験時の配慮

試験を受ける際に、障害等のために何らかの配慮を必要とする学生は、特別なアレンジメントを申請することができる。障害学生支援サービス課でもらえる申請書を、申請に同意する医師等の適切な人からの文書とあわせて提

出した上で、障害学生支援サービス課のコーディネーターまたはマネージャーにどのようなアレンジメントが適切かを相談する。

試験時の配慮については、通常は学習支援計画を作成する際に一緒に計画に組み込むが、そのとき以外でも必要なときにはいつでも申請することができる。アレンジメントには、試験時間の延長、代筆者・代読者の利用、体にあった構造の机やいすなどの使用、別室での受験などがある。

（2）設備・学生生活における支援と学外関連諸機関との連携

次に、障害のある学生のための設備や学生生活全般をサポートする支援と学外の障害のある人への支援サービスとの連携について見ていくたい。

①障害のある学生のためのスペース

学内には障害のある学生が落ち着いて学習できるように配慮されたリソースルームと呼ばれる場所がいくつかある。中央図書館の2階には、障害のある学生が優先して利用できるスペースがある。そこにはコンピュータがあり、障害のある学生が使いやすいように、大型ディスプレイ、エルゴノミックキーボード、トラックボール、コピーホルダーなどが設置されており、ディスプレイに表示されている内容を音声として読みあげるスクリーンリーダーもインストールされている。設置されているコンピュータはすべてインターネットに接続されている。視覚に障害のある学生のために、拡大読書器も設置されている。

また、法学部の建物内と障害学生支援サービス課がある建物内には、障害のある学生専用の個室の学習室がある。いずれの部屋にも、インターネットに接続されたコンピュータが設置されており、スクリーンリーダー、ディスプレイに表示される文字を拡大するためのソフトウェア、音声認識・音声入力のためのソフトウェアなど障害のある人のコンピュータ利用をサポートするためのソフトウェアがインストールされている。拡大読書器も設置されている。利用には事前に予約が必要である。I C レコーダー、ディクタフォン、

テープレコーダー、ノートパソコン、FMトランスミッタなどもあり、貸し出しすることもできる。

さらに、障害学生支援サービス課のフロアには、障害のある学生のための休憩室が設置されており、日中の間の休憩に利用することができる。休憩室には、ベッドと目覚まし時計、小さなキッチンが設置されている。

②コンピューティング

多くの教材や学内サービス、電子ジャーナルやデータベースなどの図書館資料は、ウェブや電子メールを通して提供されており、さらに大学から学生へのコミュニケーションの方法としてもウェブと電子メールを優先的な方法として採用しているので、学生はしっかりとしたコンピュータスキルを身につける必要がある。このことはすべての学生にいえることであるが、特に障害のある学生にとってはコンピュータを活用することで、効率的に学習できたり、アクセスできる情報の範囲を広げたりすることができるので、充実した学生生活を送るためにには必須のスキルである。学内のコンピュータとネットワークを管理している情報センターは、これらのコンピュータリテラシーを高めるための多くのトレーニングコースを開講しており、障害のある学生ももちろん受講することができる。

③学習のベースや資金面での支援

障害のために通常のフルタイムでの修業が困難な学生は、それぞれの学生が学んでいるコースの仕組みや学位の取得に関して、各学部の担当者に相談した上で、学籍を保持しながらパートタイムの学生として修業することが可能になっている。

また、障害のあるなしに関係なく、一般の大学内外の奨学金制度に障害のある学生も応募することは当然可能であるが、障害学生支援サービス課は、障害のある学生のための奨学金の情報をもっており、それらを学生に公開して積極的に活用するようすすめている。また、カンタベリー大学は、博士課程と修士課程の障害のある学生のために、大学独自の奨学金制度を創設して

いる。

④キャンパスアクセシビリティとセキュリティ

大学内は比較的段差の少ない環境で車いすでも移動しやすいが、建設時にバリアフリーでなかった古い建物などでは、スロープを設置したり自動ドアを設置したりするなど、改修作業を順次行っている。いくつかの教室には、車いす用の高さを調整できる机や聴覚に障害のある人のための磁気ループを設置している。

クライストチャーチには日常的な交通手段としての鉄道はないので、大学への公共交通手段はバスである。いくつかのバスルートが大学を経由しており、車いすで利用することが可能な低床式バスが走っている。車いすタクシー や自家用車を利用して通学する学生もいる。自家用車の場合、学内に障害者用駐車スペースは設置されているが、他の学生と同様に料金の支払いが必要である。

学内は24時間態勢で警備員により警備されており、緊急時には電話などで助けを求めることができる。また、車いすを利用している学生や、移動に困難がある学生などで、緊急時の避難に手助けが必要な場合は、あらかじめ障害学生支援サービス課に届けておくことになっている。特に日常的に同じ建物にいることが多い場合には、その建物の管理者と緊急時の避難の方法について話し合うようにすすめている。

⑤学外関連諸機関との連携

学生の生活は大学内だけで完結するものではないので、障害のある学生は日常生活上の支援も必要に応じて利用することになる。もちろん大学が中心となって日常生活面でのサポートを行うことはないが、障害学生支援サービス課は地域社会にある障害のある人のためのサービスを提供しているグループ・団体や公的機関などと連携をとって、障害学生の学生生活全般を視野に入れたサポートを行っている。

障害学生支援サービス課では、障害のある学生支援のためのネットワーク

であるアチーブ、障害者情報サービスや市民相談所などの情報センター、権利擁護活動を行っている DPA (NZ)、日常生活上の支援のためのニーズアクセスメントとサービスコーディネーションを行っている機関、障害のある人の就労を支援するワークブリッジと呼ばれる機関、アシスティブテクノロジーや福祉機器に関する組織、収入面でのサポートを行っている機関、学内にある学生寮を含む住宅相談の機関などを、学生に紹介するとともに、それらと連携をとって学生をサポートしている。

4. カンタベリー大学の支援活動から学べること

最後に、カンタベリー大学の障害学生支援サービスが組織的に順調に機能している理由を以下の 3 つのポイントに絞って整理したい。障害のある学生支援を考える際に、支援サービスのメニューを用意することに注目しがちであるが、それらを受け入れができるシステムがあってこそ機能的で効果的な支援が提供できる。教育環境の面で、日本とは大きく異なるニュージーランドであるが、参考にできることは多いだろう。

(1) 政策とネットワーク

ニュージーランドの大学は、すべての学びたい人に開かれている。大学への入学について考えてみると、日本の大学の場合、大学が受験者に試験を行って成績のよい受験者から順に入学を許可するというイメージが一般的であると思うが、ニュージーランドの場合、必要条件を満たしていれば誰もが大学で学ぶことができ、大学はそれをサポートするというようなイメージである。その必要条件にはいろいろあるが、全国共通学力試験 NCEA の成績、またはそれに準ずるケンブリッジ国際試験などの成績による入学許可、そしてそれらの成績が不十分であっても大学内で行われているブリッジングプログラムなどを経ることで入学が許可される。さらには、20歳以上のニュージーランド国民と永住権保持者であれば誰でも入学が許可され、教育を受ける機会

から長く離れていた人のために、事前の準備コースも用意されている。このように入り口を広く開けているのではあるが、入学した誰もが簡単に卒業できるということではなく、成績の評価基準や学生の単位の修得状況のチェックは厳しいため、各学部・コースが要求する教育水準に達することができない学生は途中で進級や卒業をあきらめざるを得ない。

ニュージーランドには人権法があり、大学は、入学志願者の障害を理由にして、入学を拒否することは許されない。障害のある人も、障害のない人と同じ条件を満たせば当然に入学が許可され、入学した大学はその学生が学ぶことができる環境を用意する責任がある。その環境を整備するための基準が先に説明した「ニュージーランドにおける障害のある学生のための包括的高等教育環境実施基準」である。

さらに、この実施基準の策定に貢献したアチーブの役割も非常に大きい。アチーブは、加盟している大学間で情報交換を行い、問題を共有化し、障害のある学生の高等教育の機会を保障する努力を続けている。また、アチーブは、政策決定を行う教育省や国とのつながりもあることから、大学とそれらとの間の交渉や意見交換というフィードバック機能も持っている。

日本では、独立行政法人日本学生支援機構などが中心となって、障害学生修学支援ネットワークの構築が進められているところである。各大学のサービスやシステムに関する情報交換に加え、障害のある学生が大学教育を受ける機会を保障するための政策提言を行い、それを実現させる力を持ったネットワークに成長することを期待している。

支援にかかる費用に関しては、ニュージーランドでは先に述べたように国が負担することになっているので、日本の大学のように、支援にかかる費用をどこから捻出するのか、利用者負担とすべきなのか、大学がすべてをまかなくべきなのか、などという議論は発生しない。実際のところ、日本の大学においても、障害のある学生を受け入れている大学に対しては、私大の場合は私立大学等経常費補助金、国立大学法人の場合は障害学生学習支援等経費

などというかたちで補助金が交付されているのであるが、その使い道は各大学で異なっているのが現状で、必ずしも直接的に障害のある学生の支援に使われているとは限らない状況である。そのために学生の費用負担の議論が出てくることになる。このあたりのことも障害学生修学支援ネットワークを中心となって整理して行くべきことであろう。

さらに、国連において2006年12月に採択され、2008年5月3日に発効された「国連障害者の権利条約」を日本はまだ批准していないが、その24条には、すべての障害のある人の教育を受ける権利を認めるとともに、障害のある人が学びやすいように包括的教育環境整備を行わなければならないということが明記されている。今後、この権利条約が外圧的要因となり、国が、大学における障害のある学生支援の整備をしていく可能性にも期待したい。

（2）専門職員による専門的支援

カンタベリー大学の障害学生支援サービスの核となっているのは、障害学生支援サービス課の職員である。職員が行っている支援は、社会福祉学を學問的基盤とする立場から見れば、まさに大学を拠点にしたソーシャルワーカーそのものであり、その専門的支援があるからこそ、個別の支援サービスが有效地に活用されていると考えられる。

例えば、職員は支援の際に働きかけるポイントを3つもっている。まず、個別相談を通して学生自身に働きかける。そして、学生が講義を受講できる環境をつくるためにサービスを提供することを通して、学生と大学教員の関係性の中に、もしくは学生と大学システムの関係性の中に働きかけをする。両者の間に立って、話し合いの調整を行うこともある。そしてときには、学生の周囲の状況を変えようと、教員や大学のシステムに働きかけをする。これらは、利用者、利用者の環境、そして両者の接点というソーシャルワーカーの3つの介入ポイントとして理解できる。さらに支援のプロセスを見ても、2-（2）で説明した、サービスを利用するまでの4つの手順で示されてい

るプロセスと利用開始後の相談・調整・確認の支援を見れば、インテーク、アセスメント、プランニング、インターベンション、モニタリング、エバリュエーション、ターミネーションというソーシャルワークにおける基本的な支援プロセスとオーバーラップする。

職員は、障害のある人の人権と「完全参加と平等」の理念やノーマライゼーション理念などの障害のある人の支援の方向性に関する基本的な価値観を基に行動している。学生を理解し支援するためには、障害に関する知識が必要であるし、障害のある人の日常生活やそれを支えるサービスに関する知識も必要である。なにより大学という環境の中で、教職員はどのような仕事をし、学生はどのように学んでいるのかということに関する知識は欠かすことができない。また、個別相談の技術、学生と教員の間の関係調整やサポートスタッフの組織化のための技術なども必要である。障害学生支援サービス課の職員は日頃から研修・講習会などに参加して、スキルを維持・向上させているということである。また、障害学生支援サービス課には、障害のある職員もいて、ややもすれば障害のない人の意見で物事が進みがちになる状況のなかで、バランスをとる役割も果たしている。もちろんピアカウンセリングという点においても、障害のある職員を配置することは支援を効果的に進める条件の一つであると考えられる。

これらのことからわかるように、大学における障害のある学生支援は、専門的な価値観、知識、技術をもった適切な人材を、専門的な支援が行える適切なポジションにおくことが、重要であると考えられる。

（3）地域社会にあるサービスとの連携

障害学生支援サービス課では、学外の組織とも連携して、支援を行っている。例えば、運動機能に障害があり日常的に介助サービスを利用している学生は、大学内でも移動や食事の際に介助サービスを利用している。これらの介助サービスは大学が提供しているものではなく、一般の障害のある人が利

ニュージーランド・カンタベリー大学における障害学生支援サービス 19

用できるサービスを大学内で利用している。他にも障害のある人の就労を支援するワークブリッジという組織と連携するなど、3-(2)-⑤でも説明したように、すべての支援を学内で抱え込むのではなく、個々の学生のニーズに応じて、学外にあるサービスとスムーズに連携をとって支援を行っている。

一方、日本では、ガイドヘルパーなどの移動支援や外出支援のサービスは、大学への通学や大学内での介助などには利用できないことがほとんどである。自立支援法の施行により、形式的には、その判断が市町村に任されるようになったとはいえ、費用の問題もあり実際には不可能としているところが多い。

すぐにできるようなことではないが、大学を地域社会の一員としてみれば、大学内の支援サービスと、地域社会にある公的サービスからボランティアによるインフォーマルなサービスまでの多くのサービスが、相互に乗り入れでできるような支援の仕組みをつくることができれば最善であると思う。

以上、カンタベリー大学の障害学生支援サービスの説明を行い、日本の現状と比較して、重要だと思われる3つの点を整理して最後に述べた。今回の調査の中で、大学教育に携わる者として、障害のために大学で学ぶことをあきらめる人がいない教育環境をつくる必要性を再認識させられることが多くかった。ご協力いただいた障害学生支援サービス課の皆さんに感謝したいと思う。

The Disability Resource Services at University of Canterbury, New Zealand

Takayuki KURODA

This essay explains the learning support services for students with disabilities at University of Canterbury in New Zealand and their good practices which we can learn from. Firstly, the current situation of learning support services at universities in Japan is briefly mentioned. Secondly, the government's policy on students with disabilities in tertiary education in New Zealand and the Disability Resource Service (DRS) at the University of Canterbury are explained. New Zealand has a set of guidelines called the "New Zealand Code of Practice for an Inclusive Tertiary Education Environment for Students with Impairments". It was developed by Achieve which is a national network established to ensure equal opportunity and access to post-secondary education and training for people with impairments. Under the code, the DRS provide services to their students. Thirdly, services supplied by the DRS, including note-taking, reading, sign language interpreting, laboratory and research assistance, are defined. Finally, the conclusion focuses on three important points in their practice: Their policy and network, professional support by professional people, and co-operation with groups and organizations which provide services outside the university. I hope this essay can contribute to the development of learning support in Japanese universities.

Key words: Disability Resource Services, learning support, New Zealand,
University of Canterbury